

社会福祉法人深浦町社会福祉協議会役員等報酬及び費用弁償規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人深浦町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給について定めるものとする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等は次に掲げる者をいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員・分会長
- (3) 各種委員会等委員
- (4) その他本会の事業遂行のため、会長から委嘱された相談員、協力員等

(報酬等の額)

第3条 報酬及び費用弁償の額は、別表のとおりとする。

- 2 会長の報酬は、原則として毎週1日以上事務局へ出勤し決裁を行うことにより支給し、交通費の実費を含むものとする。
- 3 前条2号から4号の役員等へは、別表の額のほか交通費の実費弁償を行うものとする。

(役員以外の者に対する費用弁償)

第4条 役員以外の者が、本会の依頼又は、要求により会務（掌務）を掌理した場合は、その者に対して前条に準じ費用弁償することができる。

(支給の方法)

第5条 役員等への報酬の支給方法は、職務に就任した月から、職務を退任した月までとし、次により支給する。

- (1) 会長の報酬は、毎月職員の給与の支給日に支給する。
- (2) 会長以外の役員及び評議員は、毎年3月末までに、その年度の在職月数に応じて一括して支給する。
- (3) その他の委員等については、その都度支給する。
- (4) 費用弁償は、その都度支給することができる。

(支給の制限)

第6条 深浦町職員及び本会事務局長として役員等に選任された者については、本規定による報酬及び費用弁償は支給しない。

- 2 役員等が会議に出席するため公用車等を使用したときは、交通費の実費は支給しない。
- 3 役員等が研修その他外部の研修等に参加した場合は、別に定める旅費規程により旅費を支給する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年3月29日一部改正し、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年12月4日一部改正し、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年3月28日一部改正し、平成30年4月1日から施行する。

別 表

区 分	報 酬 等 の 額	
	報 酬 (月額)	日当 (一日につき)
会 長	30,000円	0円
上記以外の理事及び監事	1,000円	0円
評 議 員	500円	0円
その他各種委員会委員、協力員等	0円	1,000円